

第 12 号表

配電盤及び制御器の温度上昇限度表 (第 2 2 3 条関係)

機器の部分		温度上昇限度 (温度計法による。摂氏・度)	
		配電盤	制御器
電圧コイル	A種絶縁のもの	5 0	6 5
	B種絶縁のもの	8 0	8 5
	エナメル線又はポリビニールホルマール線のみなもの	6 5	8 0
電流コイル	A種絶縁のもの	5 0	6 5
	B種絶縁のもの	8 0	9 5
	単相巻エナメル線又はポリビニールホルマール線のみなもの	6 5	9 0
裸コイル		8 0	9 5
接触片	塊状のもの (銅及び銅合金)	5 0	6 5
	塊状のもの (銀及び銀合金)	7 5	7 5
	成層状のもの	3 0	4 0
	刃形のもの	3 0	3 5
母線及び接続導体		4 0	5 0
端子	絶縁ケーブルを接続するもの	3 5	3 5
	耐焰性絶縁ケーブルを接続するもの	4 5	4 5
裸抵抗体	5分間定格のもの	3 6 0	3 6 0
	5分間定格以外のもの	2 6 0	2 6 0
埋込抵抗体		2 1 0	2 1 0
抵抗器	箱の上面より 2 5 ミリメートル離れた場所の排出空気	1 6 0	1 6 0
	全閉形のもの外箱	3 5	3 5

備考 周囲温度が摂氏 4 0 度をこえる場所で使用するものには、その超過する温度をこの表の温度上昇限度から減ずるものとする。